

クライנגアルテン下郷の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成21年12月18日

下郷町長 湯田雄二

下郷町条例第23号

クライングアルテン下郷の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、クライングアルテン下郷（以下「クライングアルテン」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、人と人、人と自然とのふれあいの場を通して、心豊かな地域づくり及び都市と農村交流の拠点として文化の交流等を図り、もって地域の活性化に資するため、クライングアルテンを設置する。

(名称及び位置)

第3条 クライングアルテンの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
クライングアルテン下郷	下郷町大字落合字ミノノスケ1817番地1

(施設の構成)

第4条 クライングアルテンは、次の施設で構成する。

- (1) 農地付き休憩施設（以下「ラウベ等」という。）
- (2) 地域農業活性化施設（以下「クラブハウス」という。）
- (3) その他付随する施設

(使用の許可)

第5条 クライングアルテンを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において必要があると認めるときは、クライングアルテンの管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第6条 町長は、クライングアルテンを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風紀を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外にクライングアルテンを使用し、若しくは転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(行為の禁止)

第8条 クラインガルテンにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) クラインガルテンを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、クラインガルテンの管理上の必要により町長の禁止した行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、クラインガルテンの使用を制限し、若しくは停止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の条件又は第7条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) ラウベ等において営利を目的とする行為を行ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の事故により、クラインガルテンを使用できなくなったとき。
- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(指定管理者による管理)

第10条 クラインガルテンの管理は、下郷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年下郷町条例第7号）の定めるところにより、町長が指定した法人その他の団体等（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者に行わせることができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) クラインガルテンの使用許可、取消しその他のクラインガルテンの運営に関する業務
- (2) クラインガルテンの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他クラインガルテンの管理上町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、クラインガルテンの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者にクラインガルテンの管理を行わせる場合にあつては、第5条、第6条、第8条第3号、第9条、第13条及び第16条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用料)

第11条 使用者は、別表の使用料を納入しなければならない。

2 町長は、使用料を指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料の減免等)

第12条 町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けた基準により、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定による使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消しがあったときを含む。）は、クラインガルテンを原状に回復してこれを返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、クラインガルテンの施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害負担)

第16条 クラインガルテンにおいて受けた損害は、使用者の負担とし、町長はいかなる責任をも負わないものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

1 ラウベ等

使用単位	使用料	使用期間
1 区画	年額400,000円	毎年4月1日から翌年3月31日まで 最長5年間使用可能

- 備考 1 共益費は、別途負担とする。
2 光熱水費は、実費負担とする。
3 使用開始が年度の途中であるときは、月割計算とする。
4 使用期間が1月に満たないときは、1月とみなす。

2 クラブハウス

室名	使用料	
	半日	全日
座敷（A）	2,000円	4,000円
座敷（B）	2,000円	4,000円
調理室	3,000円	6,000円

備考 半日とは、使用時間が4時間以内の場合とする。